

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税（料）減免のお知らせ

【保険税（料）の減免対象となる方】

- ① 保険税（料）が全額免除される場合
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ② 保険税（料）の一部が減額される場合
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方
世帯の主たる生計維持者について
 - (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和2年に比べて10分の3以上減少する**見込みであること
 - (2) **令和2年の所得の合計額が1,000万円以下**であること（介護保険の場合は除きます。）
 - (3) **収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、令和2年の所得の合計額が400万円以下**であること。

【保険税（料）の減免額について】

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）に、令和2年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

◆減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）

国民健康保険	後期高齢者医療制度	介護保険
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額（※1・2）	A：被保険者（75歳以上）の保険料額（※1）	A：第1号被保険者（65歳以上）の保険料額（※1）
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額		
C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額		C：主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額

※1 対象となる保険税（料）：令和2年度相当分の保険税（料）（令和3年4月以降に納期限が設定されているもの）及び令和3年度保険税（料）額

※2 国民健康保険税の資産割分は減免の対象外となります。

◆合計所得金額に応じた減免割合（D）

国民健康保険・後期高齢者医療制度		介護保険	
前年の所得の合計額（※）	割合	前年の所得の合計額（※）	割合
300万円以下の場合	全部（10分の10）	210万円以下の場合	全部（10分の10）
400万円以下の場合	10分の8	210万円を超える場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6		
750万円以下の場合	10分の4		
1,000万円以下の場合	10分の2		

※ 主な生計維持者の令和2年中の合計所得金額

【申請期限及び申請方法】

申請期限：令和4年3月31日（木）

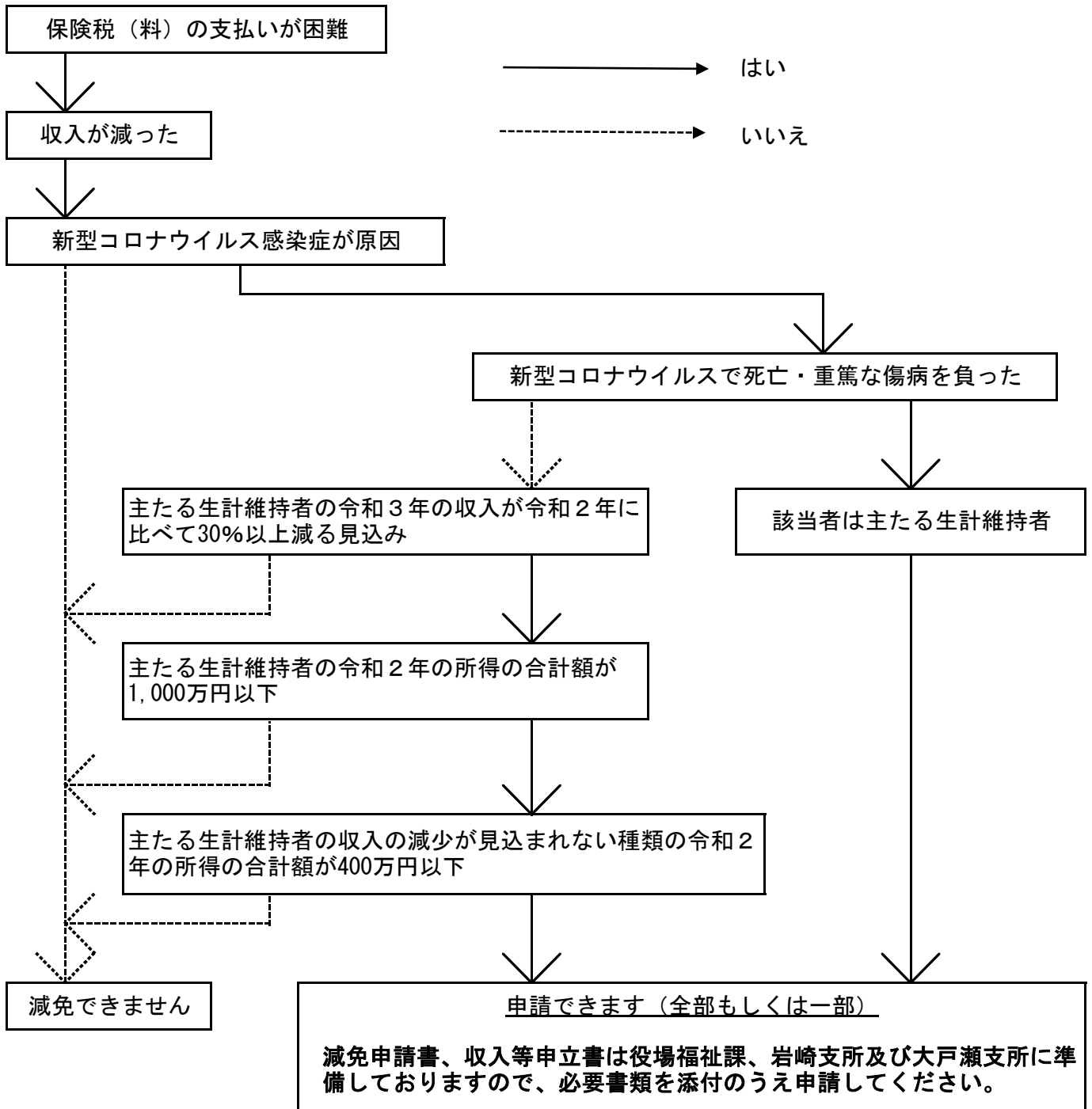
申請方法等については、裏面のフロー図、必要な書類等をご確認ください。

【担当】 役場福祉課 0173-74-2117（福祉課直通）

- ・国民健康保険税について・・・国民健康保険係（内線）138
- ・後期高齢者医療について・・・後期高齢者医療担当（内線）137
- ・介護保険料について・・・介護保険係（内線）134・135

新型コロナウイルス感染症の影響による減免の簡易フロー図

※簡易的にまとめたものであるため、詳細は確認してください。



●申請に必要な書類

【主たる生計維持者が罹患した場合】

- ・減免申請書(国保、後期、介護)
- ・収入等申立書

《添付書類》

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患したことが把握できるもの(死亡診断書または診断書や入院勧告書等)

【主たる生計維持者の収入が減少した場合】

- ・減免申請書(国保、後期、介護)
- ・収入等申立書

《添付書類》

- ・令和3年の事業収入等が令和2年から減少したことが分かるもの(確定申告書、源泉徴収票、通帳のコピー等)
- ・(事業の廃止や解雇があった場合)廃業届、離職届や退職証明書等